

【アップロードいただく証明書類】通学定期券 の場合

※進級時に継続でご購入される場合は、下記証明書等（パターン①～③）の他に、現在お持ちの通学定期券の画像も必要です。

● パターン①

通用開始時点で有効な通学証明書（提出するタイプ）

※進級時の通学定期券をご購入される際に、通用開始時点で有効な通学証明書が発行されていない場合は、
パターン④をご参照ください。

通 学 証 明 書				
学 校 種 別 又は指定番号	高 等 学 校	分 区	高 等 课 程	
通学者の 氏名・年齢	京阪 花子	15	年	
通学者の在住地 住所	電話番号 090-0000-0000	京都市左京区祇園大橋詔		
斟酌及び学年	普通科 第1学年			
证明書番号	12345678			
通 学 方 法	出町柳駅	～	淀屋橋駅	
通 学 定 则 案 件 の 有 效 期 間	6箇月			
通 学 定 则 案 件 の 有 效 期 間	年	月	日	
卒業・昇 入 年 月 日	2029	3	31	
2026	年	4	1	発行
通 学 地 在 場	大阪市中央区北浜3丁目25号			
学 校 名	淀屋橋高等学校			
学校代表者氏名	京阪 太郎			
1. この証明書の有効期間は、発行の日から1箇月です。 2. この証明書をうち、他の個人が記入する場合は、其表示者に記入してください。 3. この証明書をうち、申請の場合は提出してください。 4. この証明書を記入して事務所に持参した場合は、その日の申理事項については通学者の意思、 その他の記入事項については代表者の職員のないものは使用できません。				
下欄には、記入しないで下さい。				
(実行部)	(受取人登録番号)	(受取年月日)	(差渡年月日)	
記入欄に記入された個人登録番号は、必ずお問い合わせ用紙に記入欄に必要な登録番号欄に記入して下さい。				

※通学証明書の有効期間は発行日から1か月間です。

● パターン②

通用開始時点で有効な通学定期券購入兼用証明書

※進級時の通学定期券をご購入される際に、通用開始時点で有効な通学定期乗車券購入兼用証明書が発行されていない場合は、
パターン③・パターン④をご参照ください。

(紙タイプ)

(カードタイプ)

A template for a student ID card. It features a placeholder photo of a person with short brown hair. The text is in Japanese and includes fields for student number, department, name, issue date, and expiration date. There is also a box for a school stamp.

矢印の方向に入れてください。			
通 学 証 明 書			
学年番号 123456 0000年度 在籍			
現住所 京都市左京区鷹東大橋東詰 学校所在地 大阪市中央区北浜3丁目1番25号			
交通費賃名 指定番号 通学区間 経由 ○○○			
出 司 領 ~ 清水橋			
~			
~			
~			
通 学 定 期 乗 車 券 発 行 控			
発行年月日	有効期間	発行駅	記事
2026年4月1日	6ヶ月		
	ヶ月		
	ヶ月		
有 效 期 間 0000年 3月 31日まで有効			

(當生証と通常定期乗車券発行権が分離式)

A template for a student ID card. It features a photo placeholder, student number, department, name, and issue date. The bottom section contains a signature placeholder and the school name.

学生番号	普通科	
所 属	京阪 花子	
氏 名	発行年月	2026年4月1日
有効期限	○○○○月○日	
上記のものは本学の学生であることを証明する。		
淀屋橋高等学校		

淀屋橋高等学校

● パターン③

有効期間が旧年度末までの通学定期券購入兼用証明書で在籍学校により有効期間を延長されたもの

(※有効期間の延長は学年の終期(3/31)から1か月を限度とする)

学校種別又は指定番号	証明書 No.	通学定期乗車券発行控
下記の者は、当校の学生(生徒)であることを証明する。		発行年月日 有効期間 発行駅 記事
所属 部(科) 学年 第1 学年(年度生) 氏名 京阪 花子 (15才) 生年月日 年 月 日生 住所 京都市左京区賀茂大橋東詰 2026年 4月 1日発行 発行者 所在地 大阪市中央区北浜3丁目1番25号 学校名 淀屋橋高等学校 代表者 氏名 京阪 太郎		○○年 3月 31日まで有効 ○○年 4月 ○○日まで有効
写真 契印	淀屋橋	

● パターン④

通用開始時点で有効な学生証と旧通学定期券(京阪電車で購入した通学定期券・通学区間の変更がない)

- 新年度に初めて通学定期券を継続購入される場合
- 通用期限が翌年度の4月30日を越える定期券を購入される場合

(※通学定期券券面に「卒業予定年月」の印字があり、その期間内の場合は予約の必要はありません。)



- 新たに購入される通学定期券の区間が、現在お持ちの京阪電車で購入された通学定期券(通用期間終了後から2か月以内の通学定期券)の区間と異なる場合は、新たな通学区間が記載された通学証明書または通学定期乗車券購入兼用証明書が必要です。

ご注意

- お手持ちの通学定期券の券面に「卒業予定年月」が印字されていて、現在その期間内である場合は予約の必要はありません。
- 同一年度内に京阪電車で購入された通学定期券(通用期間終了後から2か月以内の通学定期券)をお持ちの場合(通学区間の変更がない)で、通用期限が翌年度の4月30日を超えない場合は予約の必要はありません。
- 前回ご購入いただいた旧通学定期券をお持ちでない場合は、新規に通学定期券をご購入される場合と同様の証明書が必要になります。
- 証明書類は、有効期間の記載が必要です。記載のない場合、その証明書の有効期限は発行日を含む年度内(記載されている学年の年度末まで)に限ります。
- 4月中に限り、有効期間が旧年度末までの「通学定期乗車券購入兼用証明書」でも、学校で有効期間を訂正した場合はご購入いただけます。(訂正方法は[こちら](#))
なお、有効期間または卒業予定年月日の記載があり、その期間内の場合は、学校での有効期間の訂正是不要です。
- 新入生が3月中に購入される場合は、入学する学校が発行した4月1日以降有効の通学証明書が必要です。
- 新中学生の方は3月中にICOCA定期券(大人)を発行できないため、4月1日以降の購入となります。

● 通学定期券購入兼用証明書の有効期間の延長について（パターン③・訂正方法）

学校種別又は指定番号		No. _____	代表者 印	○○年 3月 31日まで有効	通学区間	間																																				
証明書 下記の者は、当校の学生(生徒)であることを証明する。  写 真 契印			通学定期乗車券発行控 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">発行年月日</th> <th style="text-align: left;">有効期間</th> <th style="text-align: left;">発行駅</th> <th style="text-align: left;">記 事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td style="text-align: center;">箇月</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				発行年月日	有効期間	発行駅	記 事		箇月																														
発行年月日	有効期間	発行駅	記 事																																							
	箇月																																									
	箇月																																									
	箇月																																									
	箇月																																									
	箇月																																									
	箇月																																									
	箇月																																									
	箇月																																									

有効期間にまっ線2条を引き赤書きで「○○年4月○○日まで有効」と記入の上、学校の印（代表者職印）が押印されたもの。
 （※有効期間の延長は学年の終期（3/31）から1か月を限度とする）

進級生が4月1日以降に通用開始日となる通学定期券（新規・継続）を購入する場合で、新年度の証明書の発行が間に合わない場合、指定学校の代表者は証明書に記載されている有効期間（3月31日）から1か月を限度に有効期間を延長することができます。証明書に記載されている有効期間にまっ線2条を引き、新たな有効期間を赤書きで記入し代表者職印を押印している場合、延長期間内は有効となります。